

4. 社会保険加入対策・建設業の一人親方対策

4-1 社会保険加入対策の状況

中央建設業審議会「建設産業における社会保険加入の徹底について(提言)」(平成24年3月)

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 を実現する必要がある

これまでの主な取組

1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- 建設業社会保険推進連絡協議会の設置（H24.5設置、H29.5改組）
 - ・建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政（国交省、厚労省）により構成
- ・実施後5年（H29年度）を目途に、**企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すこと**を目標として共有
- ・目標の達成に向け、それぞれの立場で社会保険未加入対策を推進することを申し合わせ

2. 行政によるチェック・指導

- 経営事項審査における減点幅の拡大等（H24.7～）
 - ・未加入企業に対する減点幅の拡大（H24.7～）、減点措置の厳格化（W点の下限値をゼロからマイナスへ見直し）（H30.4～）
- 許可更新時等の確認・指導（H24.11～）
 - ・許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
 - ・立入検査時には元請企業の下請企業への指導状況も確認
 - ・未加入の企業は保険担当部局に通報
- 許可要件化（R2.10～）
 - ・建設業法を改正し、社会保険への加入を建設業許可の要件化

3. 公共工事における対策の実施

- 国土交通省直轄工事における対策の実施（H26.8～段階的に実施）
 - ・二次以下の下請企業についても加入企業に限定（H29.4～）
 - ・二次以下の未加入企業についても元請にペナルティを実施（H29.10～）
- 地方公共団体発注の工事における対策の実施
 - ・加入企業への限定を図ることを入札契約適正化法に基づき要請（H28.6）
 - ・公共標準約款を改正し、下請企業を加入企業に限定する規定を創設（H29.7）

4. 民間発注工事における対策の実施

- 工事施工を加入企業に限定する旨の誓約書の活用（H30.1～）

5. 社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透

- 下請指導ガイドライン（課長通知）の制定（H24.11～）
 - ・元請企業は、下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導
 - ・平成29年度以降は、①未加入企業を下請企業に選定しない、②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めない取扱い
 - ・令和2年10月より社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

6. 法定福利費の確保

- 直轄工事の予定価格への反映（H24.4～）
 - ・事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用
 - ・専門工事業団体毎に「標準見積書」を作成し、活用を開始（H25.9～）
 - ・建設業許可部局の立入検査による見積書の活用徹底（H28.6～）
 - ・研修会の開催、簡易版の「見積書の作成手順」の作成等による周知・啓発
- 請負代金内訳書への法定福利費の内訳明示（H29.7）
 - ・標準約款（公共／民間／下請）を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳明示
- 法定福利費の支払い状況に関する実態調査の実施（H29.9～）

7. その他

- 周知・啓発・相談体制の充実等
 - ・相談窓口の設置、全国社会保険労務士会連合会との連携強化（H28.7～）
 - ・地元の建設業者が参加し、事例共有や行動基準の採択を行う「社会保険加入推進地域会議」を都道府県単位で開催（H29.7～R元）、「適切な保険」についてフローチャート形式で確認できるリーフレットの作成、周知（H30.1～）

- 国交省では、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(平成24年7月通知・同年11月施行)」を定め、適切な社会保険の加入を確認できない技能者は、特段の理由がない限り現場入場を認めない取扱いとしてきたところ。
- 令和元年の建設業法等の一部改正等により、施工体制台帳の記載事項として、工事に従事する者に関する事項が追加され、工事に従事する者の社会保険の加入状況等も記載事項とされたことを踏まえ、建設キャリアアップシステム(CCUS)に登録された真正性の高い情報を活用し、効果的に社会保険加入の確認・指導を行うことを原則とする。

これまでの社会保険未加入対策の段階的な強化

○施工体制台帳等の記載事項に社会保険加入状況を追加(H24.5改正、11施行)

○経営事項審査での減点幅拡大(H24.7～)

○直轄工事から社会保険未加入企業排除を順次拡大(H26.8～) ※現在は、2次下請以下も含めペナルティ

○平成29年以降は、適切な保険への加入が確認できない作業員は現場入場を認めない取扱いとするよう指導

○建設業法改正(R2.10～施行)
 ・社会保険加入が建設業許可・更新の要件化
 ・作業員名簿が施工体制台帳の書類の一つに



令和2年10月1日以降の取組

- 【社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインにて以下の取組を明記】**
- 各作業員の社会保険加入状況の確認を行う際には、登録時に社会保険の加入証明書類等の確認を行うなど情報の真正性が厳正に担保されているCCUSの登録情報を活用※し、同システムの閲覧画面等において作業員名簿を確認して保険加入状況の確認を行うことを原則とする
 - CCUSを使用せず、社会保険の加入確認を行う場合、元請企業は下請企業に対し、社会保険に加入していることを証する関係資料のコピー（電子データ可）を提示させるなど、情報の真正性の確保に向けた措置を講ずること
 - CCUS登録企業を下請企業として選定することを推奨
 - 技能者のキャリアアップカードの登録を推奨、建設現場にカードリーダーの積極的導入
- ※CCUSとAPI連携済みの民間システムでも可

【CCUSで確認できる社会保険加入状況】

番号	ふりがな 氏名 技能者ID	健康保険 年金保険 雇用保険	保険名称の列	保険番号の列
1	けんせつ たろう 建設 太郎 1111111111111111	協会けんぽ 厚生年金 一般	9012	

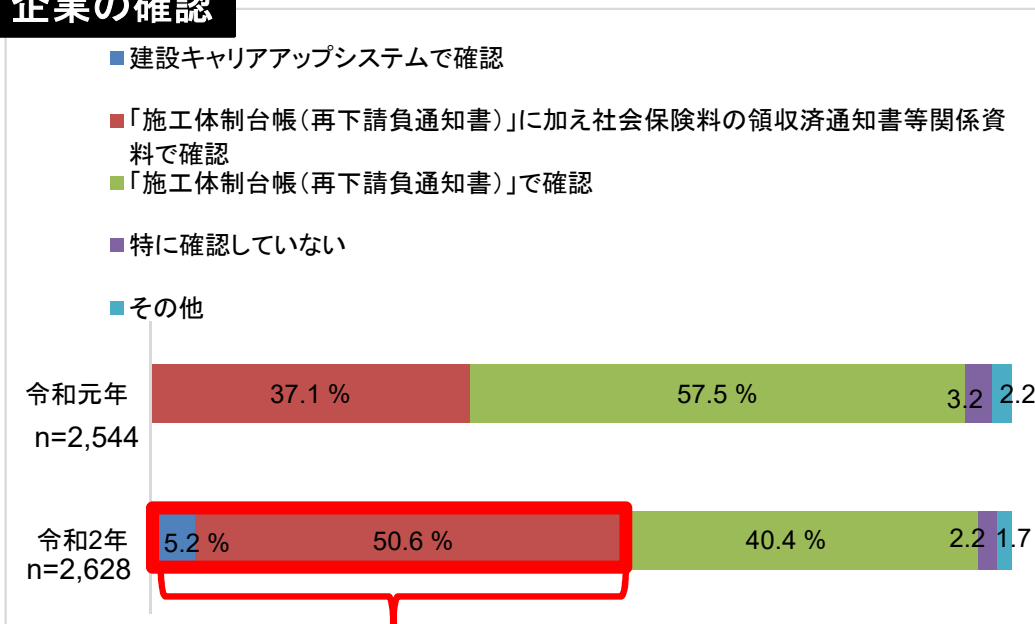
※CCUS登録時に運営主体により真正性確保

現場入場時の社会保険加入確認の状況

- 下請企業等に対する社会保険の加入状況の確認について調査。
- 企業の加入状況については「施工体制台帳(再下請負通知書)に加えて社会保険料の領収済み通知書等関係資料で確認している」が5割を超え、加入状況の確認を徹底している。
- 作業員の加入状況については「作業員名簿で確認」が半数を超えている。

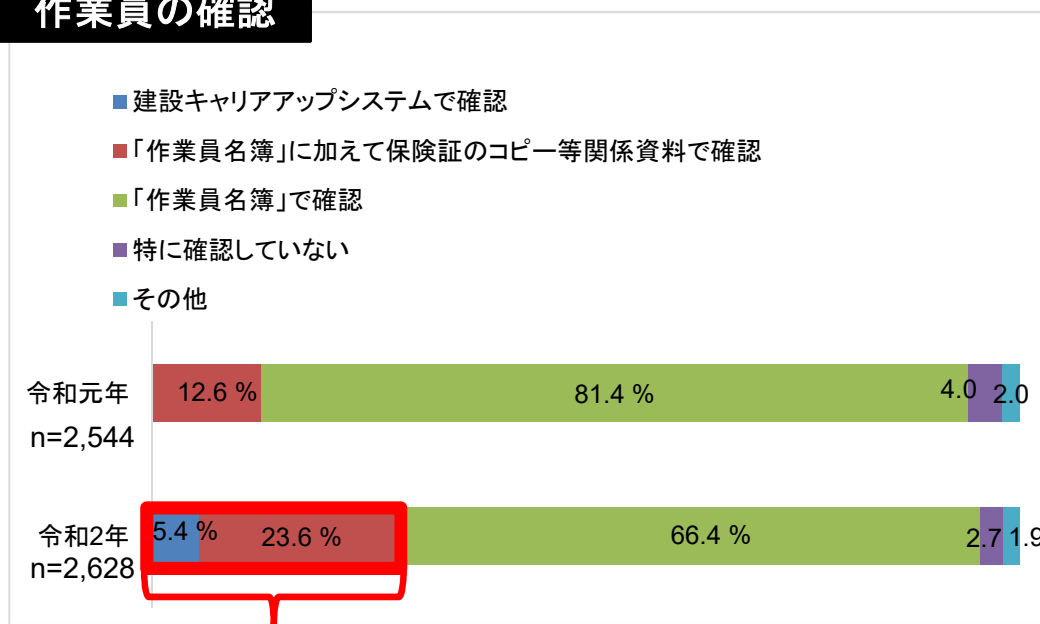
出典: 令和2年度法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関する調査

企業の確認



約56%

作業員の確認



約28%

- 現場入場する企業や作業員に対し、社会保険加入確認が徹底されている。
- 令和2年10月以降、社会保険加入確認はCCUSの活用を原則化し、CCUSを活用しない場合は関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保を講ずることを求めているが、取組は一部に留まっている。
- 令和3年度も社会保険加入確認の状況について調査を行い、取組が徹底されているか確認を行う予定。

公共工事における法定福利費内訳明示の目標設定

令和2年6月15日第4回建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会資料

「公共発注者」の取組(受発注者間)

受注者に提出させる請負代金内訳書について、国(各府省)では法定福利費を明示させる取組が進む一方、市区町村では取組が一部の自治体に留まっている状況

【導入している割合】 国(各府省)・・・84%、都道府県・・・53%、市区町村・・・14%

目標設定

令和3年度までに、請負代金内訳書について法定福利費を内訳明示させる取組について、国及び都道府県においては100%、市区町村においては50%以上まで導入を図る

(入札契約適正化法に基づく実態調査において進捗状況フォローアップ)

「建設企業」の取組(元下・下下間)

公共工事において、下請企業から提出させる見積書・請負代金内訳書について、いずれも法定福利費の内訳明示を活用した割合は6割前後に留まっている状況

【内訳明示を活用した割合】 見積書・・・63%、請負代金内訳書・・・58%

目標設定

令和3年度までに、公共工事において法定福利費を内訳明示させる取組について、見積書・請負代金内訳書のいずれも80%以上まで活用を図る

(公共事業労務費調査において進捗状況フォローアップ)

※ 上記目標と合わせ、民間工事も含めた工事全体における見積書・請負代金内訳書についても、70%以上の企業が全ての工事において法定福利費内訳明示を活用することを目指す (下請取引等実態調査において進捗状況フォローアップ)

公共工事における法定福利費内訳明示の進捗状況

「公共発注者」の取組(受発注者間)目標設定

令和3年度までに、請負代金内訳書について法定福利費を内訳明示させる取組について、
国及び都道府県においては100%、市区町村においては50%以上まで導入を図る

(入札契約適正化法に基づく実態調査において進捗状況フォローアップ)

進捗状況

【導入している割合】(令和2年度調査) **国(各府省)・・・84%、都道府県・・・62%、市区町村・・・20%**

「建設企業」の取組(元下・下下間)目標設定

令和3年度までに、公共工事において法定福利費を内訳明示させる取組について、
見積書・請負代金内訳書のいずれも80%以上まで活用を図る

(公共事業労務費調査において進捗状況フォローアップ)

※ 上記目標と合わせ、民間工事も含めた工事全体における見積書・請負代金内訳書についても、**70%以上の企業が全ての工事において法定福利費内訳明示を活用することを目指す** (下請取引等実態調査において進捗状況フォローアップ)

進捗状況

【公共工事における法定福利費内訳明示の実施状況】

	見積書	請負代金内訳書
元下間	59%	50%
1次・2次下請間	55%	51%
2次・3次下請間以下	44%	42%

令和2年度公共事業労務費調査

【民間工事も含めた法定福利費内訳明示の状況】

＜見積書＞

全ての工事で交付している・・・45%

＜請負代金内訳書＞

全ての工事で提出している・・・43%

令和2年度下請取引等実態調査

地方整備局等における具体的取組

- 目標達成に向けた進捗確認・フォローアップに加え、民間工事においても見積時・契約時における法定福利費内訳明示の取組をさらに進めるほか、社会保険加入対策や技能者の処遇改善対策等を推進するため、**地方整備局等が主催者となって、各地方ブロックごとに「建設業社会保険推進・処遇改善『地方』連絡協議会」を開催し、地方レベルにおいても取組強化を図る。**

- また、以下課題について、**地方整備局等は必要に応じて市区町村に直接働きかけ**を行う。
 - ・ 公共工事を発注する際に、受注企業等を社会保険等加入業者に限定する取組を実施すること
 - ・ 国土交通省が定める工事積算基準を参考にしつつ、法定福利費等を的確に反映した予定価格を定めること
 - ・ 公共工事標準請負契約約款に基づき、請負代金内訳書における法定福利費の内訳明示の活用を図ること
 - ・ 請負代金内訳書による法定福利費の割合が、予定価格における割合に比べて著しく低い場合（国土交通省直轄工事においては50%以下目安）には、事業者に対して確認を行うこと
 - ・ 建設キャリアアップシステムの公共工事における活用・評価を行うこと
 - ・ 建退共制度の履行強化、電子申請方式の活用を促進すること

重点課題① 法定福利費の内訳明示の徹底・促進

適正な法定福利費がすべての下請企業まで行き渡るよう、「法定福利費を内訳明示した見積書を提出するとともに、提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づき請負契約を締結する」という原則を徹底するため、以下の取組を重点的に実施する。

公共工事における法定福利費内訳明示の目標達成に向けた取組・フォローアップ

- ① 公共工事における法定福利費の内訳明示に関して設定した目標の達成に向け、年内を目途に「建設業社会保険推進・処遇改善地方連絡協議会」を開催し、社会保険加入対策や技能者の処遇改善も含めて、地方レベルにおいても取組を強化
- ② 特に、請負代金内訳書における法定福利費内訳明示の取組等については、地方整備局等が必要に応じて、市区町村に対して直接働きかけを実施

① 「建設業社会保険推進・処遇改善地方連絡協議会」の開催状況

- ・各ブロックごとに、社会保険加入対策取組について共有。また、CCUSや一人親方対策についても報告。
- ・協議会のメンバーは各地域ごとの公共発注者、元請団体及び専門工事業団体とした。

地方連絡協議会の開催状況

北海道開発局	令和2年12月17日	東北地方整備局	令和2年12月3日
関東地方整備局	令和3年2月16日	北陸地方整備局	令和2年12月7日
中部地方整備局	令和2年12月18日	近畿地方整備局	令和2年12月21日
中国地方整備局	令和3年1月27日	四国地方整備局	令和2年11月6日
九州地方整備局	令和3年1月19日	沖縄総合事務局	令和2年12月16日

② 地方整備局等における市区町村等への働きかけについて

- ・公共工事の受注者を社会保険加入業者に限定する取組が未実施の市区町村に対し、地元の建設業団体等と連携して加入業者に限定する取組を実施するよう働きかけ
- ・請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組について協力を要請
- ・建設キャリアアップシステムの公共工事における活用や評価、建退共制度の履行強化や電子申請方式の活用の促進等も併せて周知

北海道

- ・北海道の担当者とともに人口規模の大きい4団体へ直接訪問し、要請（そのうち1団体へは地元建設業団体も同行）。今後更に1団体へ訪問予定。
- ・受注者を社会保険加入業者に限定する取組が未実施の107市町村、法定福利費内訳明示の取組が未実施の156市町村へ、令和3年1月14日付けで社会保険推進・処遇改善北海道地方連絡協議会名の要請文書を発出。

関東

- ・都県建設業協会等との意見交換会、関東ブロック発注者協議会建設分科会、関東ブロック公契連、都道府県監理課長等会議、都県土木部長及び建設局長等連絡会において、関係自治体の担当者等に対し、管内地方公共団体の取組状況を整理し、早期の取組の導入に向けて働きかけを実施。
- ・市町村発注担当者に対する研修の場（計3回）において同様の内容の働きかけを実施

中部

- ・ブロック監理課長等会議において、法定福利費内訳明示の取組要請について、3団体へ直接働きかけ。
- ・ブロック監理課長等会議において、愛知・岐阜・三重・静岡県の社会保険推進・処遇改善担当課長に対して、管内市町村へ取組実施の働きかけを依頼。各県より管内市町村へ、書面や会議、電話等で取組の協力を要請。

中国

- ・受注業者を加入業者に限定する取組が未実施の6団体へ直接協力を要請。
- ・法定福利費内訳明示の取組について43団体へ直接協力を要請。
- ・建設業法講習において取組未了市町村を示した上で取組の必要性について説明。
- ・取組を行っている事例を収集し、協議会の場で自治体担当者へ水平展開。
- ・法定福利費内訳明示の取組未了3団体に取組に資する情報を提供、意見交換

九州

- ・法定福利費内訳明示の取組要請について、1団体へ直接働きかけ。
- ・発注者会議で協力要請を行うとともに、県から管内市町村へ周知をするよう依頼。

東北

- ・22団体に直接訪問し、要請。また、各県においても計73団体へ直接要請。
- ・各県担当部長あてに、建設部長名で「建設業における社会保険未加入対策の徹底について」を通知し、各県を通じて全市町村に対して、社会保険未加入業者の排除、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の活用促進を周知。
- ・各県を通じ、各市町村の取組状況の把握や課題を抽出するためアンケートを実施。なお、アンケート結果については、集計のうえ見える化し、協議会においてその取組状況を周知。

北陸

- ・受注者を加入業者に限定する取組が未実施の7団体へ直接訪問し、要請。いずれも取組に協力予定。
- ・法定福利費内訳明示の取組について10団体へ直接訪問し、要請。
- ・市町村担当者が参加する発注者協議会ワーキンググループで取組状況等の資料を配付し、協力を要請。
- ・監理課長会議で、管内の取組未実施の市町村に対する周知を県にも協力依頼。

近畿

- ・12団体に直接訪問し、要請。
- ・近畿地方公共工事契約業務連絡協議会を通じ、管内府県及び市町村宛て情報発信

四国

- ・管内の全95市町村に対して協力要請。
- ・社会保険未加入業者排除及び法定福利費明示の取り組み未実施のうち、概ね人口規模の大きい35団体に対しては、直接訪問し協力を要請。

沖縄

- ・公共工事の品質確保に関する国・県・市町村連絡会（全41市町村+沖縄県）にて協力を要請。

4-2 建設業の一人親方対策

建設業の一人親方問題に関する検討会まとめ 概要

規制逃れを目的とした一人親方化防止対策

- 1 社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂
 - ・明らかに実態が雇用形態であるにもかかわらず、一人親方として仕事をさせている企業を選定しない取扱いとすべき
 - ・適正と考えられる一人親方を具体的に記載
 - ・適正でないと考えられる一人親方の例を記載 等
- 2 技能者に対して働き方が適正かどうか確認するための取組
 - ・働き方の自己診断チェックリストの活用
 - ・一人で請け負って仕事ができる職種又は仕事の確認
 - ・現場入場時の元請企業等による技能者本人へ働き方等のヒアリングの実施 等

一人親方の処遇改善策

- 3 適正な請負契約の締結・適切な請負代金の支払いについて周知
 - ・建設業法第20条第3項で定められている見積書に必要な14項目や、建設業法第19条第1項で定められている契約書に必要な15項目を盛り込んだ、建設工事の完成を目的とした見積書、請負契約とすること
 - ・「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を遵守する旨の周知
 - ・一人親方に工事を請け負ってもらう場合、工事費のほかに必要経費を適切に反映させた請負代金を支払うよう元請企業が下請企業に指導 等

- 4 雇用契約を締結すべきと考えられるケースや契約内容等が適切でないケースの周知徹底及び契約内容の適正化
 - ・特定企業の業務に専属的に使用し、労働日や始業・終業時刻を指定し、仕事の進め方や作業方法等について具体的に指揮命令を行い、賃金は就業した時間に応じて支払っているが、契約上は請負としている場合
 - ・契約内容が請負となっていない、報酬が労働時間・日数によって変動するような請負契約を締結している場合
 - ・契約金額に労災特別加入の費用や支給されない資機材等の必要経費等が実質的に反映されず、同種の雇用している技能者と同額程度の報酬となっているような請負契約を締結している場合 等

- 5 一人親方問題における国土交通省・建設業界が政策的に推進する「適正一人親方の目安」の策定
 - ・「実務経験年数が10年程度未満」、又は「建設キャリアアップシステムのレベル3相当未満の技量」の技能者(例:10代・20代の技能者)が一人親方として扱われている場合は、処遇改善・技能向上の観点から、雇用契約の締結・社会保険への加入を促進
 - ・実務経験年数が10年程度以上あり、建設キャリアアップシステムのレベル3相当以上の技術力を持つ技能者が一人親方として現場作業に従事している場合、目指すべき一人親方として政策的に誘導し、建設業法に基づく適正取引を周知

今後の検討課題や注意事項 等

- インボイス制度の周知徹底
 - ・令和5年(2023年)10月からインボイス制度が始まるため、円滑な導入ができるよう周知を行う。

- 建設雇用改善計画(第十次)との連携

- 建設キャリアアップシステムの活用についての検討
 - ・建設キャリアアップシステムに一人親方として登録した事業主に対する各種サービスの検討
 - ・(労働)災害が発生した際の就業履歴の確認 等

中間取りまとめ後の対策の実施や検討事項について

対策の実施について

1. 令和3年度中にリーフレットの改訂・発行

⇒本検討会を踏まえ以下の事項について記載したリーフレットの発行

- ・ 適正一人親方の目安
- ・ 適正でないと考えられる一人親方について
- ・ 働き方の自己診断チェックリスト
- ・ 労働者と一人親方の違い
- ・ フリーランスのガイドライン
- ・ インボイス制度
- ・ 一人で請け負うことが可能な職種や現場の例
- ・ 雇用契約を締結すべきと考えられるケースや契約内容等が適切でないケース

今後の検討課題について

1. 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂」に向けた調整

⇒本検討会の取りまとめ内容を踏まえた改訂を行うため、引き続き内容の調整。

2. 「適正一人親方の目安」について

⇒各職種ごと等の実態等を踏まえつつ、現場での運用方法等も含め引き続き検討。

3. 建設業団体における技能者の相談窓口の設置

⇒建設現場の実態をよく知る建設業団体での相談受付について、技能者にとって相談しやすい環境の整備を図るため、各建設業団体と調整。

4. 建設キャリアアップシステムの活用について

5. 建設雇用改善計画（第十次）との連携

＼ みんなで目指す ＼

クリーンな雇用・クリーンな請負の 建設業界

一人親方と社員の違いをご存じですか？



会社から

- 一人親方として働いてくれ
- 資金の支払いは領収書
- 怪我は自己責任

などと言われていませんか？

働きがいのある環境整備を目指して

建退共への加入を！

建設業退職金共済（建退共）制度は、現場を転々とすることが多い技能者であっても、一定の条件の下で加入でき、働いた日数分の掛金が通算される退職金制度です。将来への期待と老後の安心感が増し、仕事のモチベーションにもつながります。



建設キャリアアップシステムの登録を！

建設キャリアアップシステムは、技能者の技能と経験を業界横断的に蓄積し、見える化する仕組みです。このシステムを活用し、技能者一人ひとりの技能・経験を客観的に評価し、4段階のレベル分けを行う能力評価制度についても、処遇改善につながる取組として建設業界全体で進められています。

一人ひとりの技能と経験を 正しく評価



技能者のメリット

- ✓ 能力の見える化で
モチベーションUP!
- ✓ 経験や技能に応じた処遇で
やりがいUP!

事業者のメリット

- ✓ 企業の評価アップ・受注拡大
レベルの高い良い職人を育て、
雇用する企業が選ばれる環境が
整備されます。
- ✓ 書類作成の簡素化
施工体制台帳や作業員名簿の
作成が容易になります。
- ✓ 生産性の向上
能力・モチベーションの高い
技能者が現場で活躍します。



一人親方に関する検討会

国土交通省では、規制逃れを目的とした一人親方化防止対策、一人親方の処遇改善対策等の検討を行っています。

詳細は [国土交通省 一人親方](#) で検索

技能者の方々へ

雇用契約を締結せず、現場作業に従事されている方は、働き方を確認し、チェックリストのBが多く当てはまる場合は、雇用契約の締結を検討しましょう。

働き方の自己診断チェックリスト

現在のあなたの働き方について、該当する方の□に✓印を入れてください。

Point 1 依頼に対する諾否

A 自分に断る自由がある

仕事先から仕事を頼まれたら、断る自由はありますか？

B 自分に断る自由はない

Point 2 指揮監督

A 毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に自分の裁量で決定する

日々の仕事の内容や方法はどのように決めていますか？

B 毎日、会社から仕事量や配分、進め方の具体的な指示を受けて働く

Point 3 拘束性

A 基本的には自分で決められる

仕事先から仕事の就業時間(始業・終業)を決められていますか？

B 会社などから具体的に決められている

Point 4 代替性

A 代役を立てることも認められている

あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を代わりの人に行わせることはできますか？

B 代役を立てることは認められていない

Point 5 報酬の労務対償性

A 工事の出来高見合い

あなたの報酬(工事代金又は賃金)はどのように決められていますか？

B 日や時間あたりいくらで決まっている

Point 6 資機材等の負担

A 自分で用意している

仕事で使う材料又は機械・器具等は誰が用意していますか？

B 会社が用意している

Point 7 報酬の額

A 正規従業員よりも高額である

同種の業務に従事する正規従業員と比較した場合、報酬の額はどうか？

B 正規従業員と同程度か、経費負担を引くと同程度よりも低くなる

Point 8 専属性

A 自由に他社の業務に従事できる

他社の業務に従事することは可能ですか？

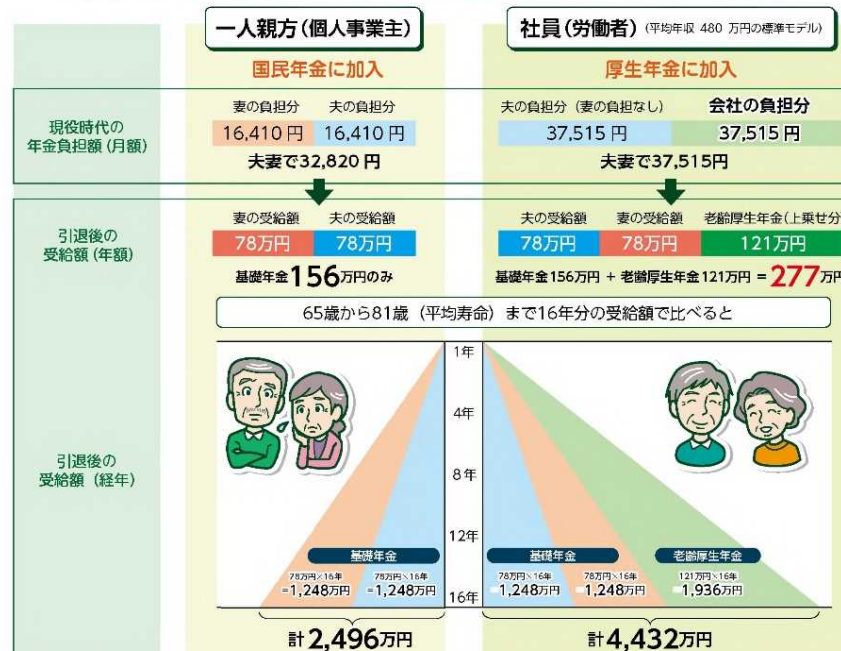
B 実質的に他社の業務を制限され、特定の会社の仕事だけに長期にわたって従事している

一人親方と社員の違いをご存じですか？

	一人親方	社員
仕事の進め方	自分の判断で行う	会社の具体的な指示に従う
報酬の受け取り方	工事を完成させたら受け取る	給与として毎月受け取る
働く時間・休日	自分の判断で決める	会社の就業規則などで決まっている
資機材	自分で用意したものを使用	会社から支給されたものを使用
工事の完成責任	一人親方の責任	会社の責任
労災保険	自己負担	会社が負担
社会保険	国民健康保険・国民年金に加入 保険料は全額自己負担	協会けんぽ・厚生年金に加入 保険料は会社が半額負担



もしあなたが社員として厚生年金に加入したら



社員(労働者)として厚生年金に加入した場合、「一人親方」として働いた場合に比べて
2,000万円近く将来の年金受給額が多くなる可能性があります!!

一度、仕事先の会社に相談してみましょう!!

※ 日本年金機構ホームページ等を利用して国土交通省において試算。年金加入期間が40年間で、妻が夫の扶養家族である標準的仮定です。年金制度は少子化等の改正が行われた場合、負担額・受給額が変更されます。

一人親方とその発注事業者の方々へ

契約の手続、内容について見直しましょう

建設工事の完成を目的とした工事を請け負う場合、

- 工事着工前に見積書を取り交わしましょう。
- 報酬をしっかりと請求できるように書面で契約しましょう。

注意 建設業法令違反のおそれのある事例

書面で契約していない



報酬の減額



注意 以下のような請負契約は見直しましょう

- 報酬が労働時間・日数によって変動する
- 契約金額に労災保険特別加入の費用や支給されない資機材等の必要経費等が実質的に反映されず、雇用されている同種の技能者と同額程度の報酬となっている



みんなで守る
適正取引!



フリーランスのガイドラインが策定されています

一人親方もフリーランスです

詳細は [フリーランスのガイドライン](#) で検索

労災保険の注意点

一人親方に工事を発注している事業者の皆様へ

一人親方との契約が「雇用契約」ではなくても、働き方が労働者と同様と判断された場合には、その方は労働者として取り扱われ、元請事業場の労災保険の適用を受けることとなります。

※労働者かどうかの判断がご不明な場合は、お近くの労働基準監督署へご相談ください。

注意点

労災保険は、建設事業においては、建設工事全体を一の事業として取り扱います。元請事業主が下請負人に請け負わせた部分も含めて労災保険の成立手続きを行う必要があり、行わなかった場合、追徴金や、保険給付に要した費用の徴収が行われる可能性があります。

一人親方の皆様へ

「労災保険の特別加入」をしていますか？

万が一の事故の際にも確実な補償を受けられるように、労災保険の特別加入を積極的にご検討ください。また、所得水準に見合った補償が受けられるよう、適正な給付基礎日額で申請してください。

注意点

発注元との契約の形式が請負等（「雇用契約」ではない）の場合でも、実態として労働者と同様の働き方をするときには、一人親方として扱われません。

※労働者であるのに一人親方として扱われている場合や、労災保険の適用等に疑問がある場合は、お近くの労働基準監督署へご相談ください。

各種問い合わせ・相談先

現場での怪我や労災保険制度の相談 → 労働基準監督署

雇用保険の相談 → ハローワーク

健康保険、厚生年金の相談 → 年金事務所

あいまいな契約や報酬の未払いなどのトラブルに関する相談
→ フリーランス・トラブル 110 番 0120-532-110

建設業法違反に関する通報 → 駆け込みホットライン 0570-018-241

インボイス制度 (消費税の申告にかかる仕入税額控除について、2023年10月より制度が一部変更になります)

→ 詳細や動画は [国税庁 インボイス](#) で検索

元請企業の方々へ

現場管理をする元請企業の確認事項

作業員名簿の社会保険の欄が以下になっている場合、社員（労働者）か一人親方かを下請企業に確認しましょう。

〈作業員名簿の社会保険欄の記載〉

雇用保険	健康保険	年金
適用除外	国民健康保険	国民年金

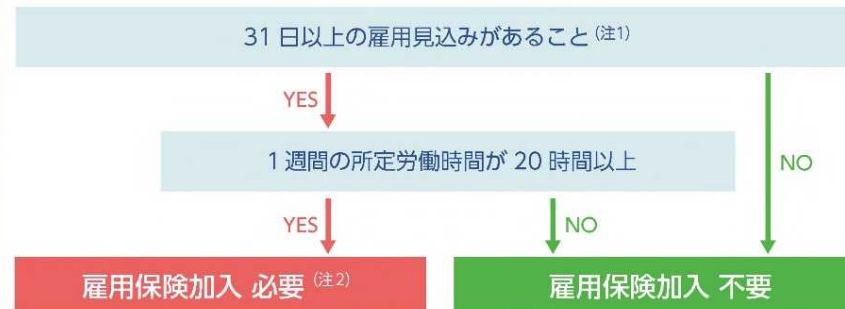
- 社員や短時間労働者の場合
 - ➔適切な社会保険を確認しましょう。
- 一人親方の場合
 - ➔当該下請企業に対し、再下請負通知書・請負契約書の提出を依頼し、契約内容が適切か確認しましょう。
 - ➔一人親方に対しては、働き方自己診断チェックリストで働き方を確認し、チェックリストのBに多く当てはまる場合は雇用契約の締結を促しましょう。



所属する事業所		就労形態	雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金
事業所の形態	常用労働者の数				
法人	1人~	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合 (建設国保等)	厚生年金
	-	役員等	-	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合 (建設国保等)	厚生年金
個人事業主	5人~	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合 (建設国保等)	厚生年金
	1人~4人	常用労働者	雇用保険	・国民健康保険 ・国民健康保険組合 (建設国保等)	国民年金
	-	事業主、一人親方	-	・国民健康保険 ・国民健康保険組合 (建設国保等)	国民年金

社会保険の適用確認フローチャート

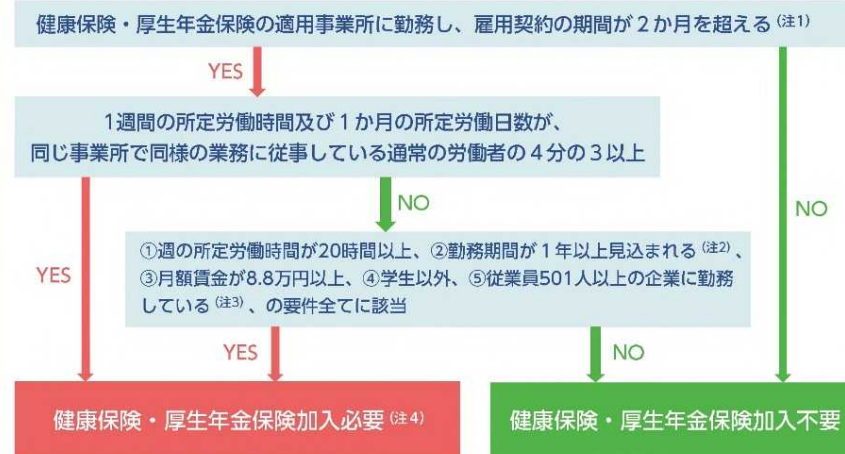
雇用保険の適用確認



〔注1〕日々雇用される方又は30日以内の期間を定めて雇用される方は、日雇労働被保険者に該当する場合がありますので、最寄りのハローワークにご相談を。

〔注2〕原則として昼間学生は雇用保険に加入できません。

健康保険・厚生年金保険の適用確認



〔注1〕令和4年10月1日以降、雇用契約の期間が2か月以内であっても、実態としてその雇用契約の期間を超えて使用される見込みがあると判断できる場合は、当初から健康保険・厚生年金保険の適用の対象となります。

〔注2〕②について、令和4年10月1日以降は要件から除外されます。

〔注3〕⑤の企業規模については、令和4年10月1日以降は101人以上、令和6年10月1日以降は51人以上となります。

〔注4〕既に国民健康保険組合の被保険者である場合には、引き続き国民健康保険組合に加入することが可能です。(P6「元請け企業の方々へ」参照)

下請指導ガイドラインの改訂で追加する内容(1/2)

一人親方について

○建設業界として目指す一人親方の基本的な姿

・請け負った仕事に対し自らの技能と責任で完成させることができる現場作業に従事する個人事業主

- 技能とは、相当程度の年数を上回る実務経験を有し、多種の立場を経験していることや、専門工事の技術のほか安全衛生等の様々な知識を習得し、職長クラス（建設キャリアアップシステムのレベル3相当）の能力を有すること等
- 責任とは、建設業法や社会保険関係法令、事業所得の納税等の各種法令を遵守することや、適正な工期及び請負金額での契約締結、請け負った業務の完遂、他社からの信頼や経営力があること等

○一人親方が建設企業と請負契約を締結している場合

建設企業との契約内容が、建設企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合

- ・建設工事の完成を目的とした請負契約ではないため、建設業法の適用を受けないことに留意
- ・働き方自己診断チェックリストで働き方を確認し、その結果、労働者に当てはまる働き方になっていると認められる場合は雇用契約の締結・社会保険の加入を行うよう当該建設企業に求めること

建設工事の完成を目的とした請負契約に当たる場合

- ・建設業法令を遵守し、見積書を事前に交わすこと、書面契約の徹底をすること

元請企業の役割と責任

○下請企業が一人親方に対して再下請負をしている場合 → 一人親方に対して「働き方自己診断チェックリスト」の活用を促し働き方の確認を行う

チェックリストの項目にあまり該当しない
⇒労働者に当てはまらない働き方

元請企業は適切な施工体制台帳・施工体系図の作成を行う

次のような一人親方に請負契約を締結している企業については労働契約の締結、社会保険の加入及び法定福利費の確保を促す

- ①10代の一人親方 ②経験年数3年未満の一人親方
- ③働き方自己診断チェックリストで確認した結果、雇用労働者に当てはまる働き方をしているもの

※上記①②は未熟な技能者の処遇改善や技能向上の観点からひとまずは雇用関係へ誘導していく方針

※再三の指導に応じず、改善が見られない場合は当該建設企業の現場入場を認めない取扱い

元請企業の役割と責任

下請企業の役割と責任

○元請企業・下請企業が一人親方と直接、請負契約を締結している場合

建設工事の完成を目的とした請負契約に当たる場合

- ・建設業法令を遵守し、見積書を事前に交わすこと、書面契約の徹底をすること
- ・請負金額に雇い入れている同種の社員の賃金に必要な経費を加えた適切な報酬が支払われるよう努めるべき

一人親方との契約が、元請（下請）企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合

- ・建設工事の完成を目的とした請負契約に当たらないため、建設業法の適用を受けないことに留意
- ・当該契約を締結する段階で働き方自己診断チェックリストで働き方を確認し、その結果、労働者に当てはまる働き方になっていると認められる場合は雇用契約の締結・社会保険の加入を行うこと

○元請企業・下請企業の令和8年度以降の対応

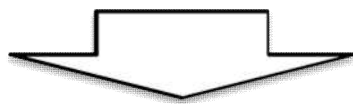
→ 一人親方に対して「働き方自己診断チェックリスト」の確認事務の軽減を図るため、不適正な一人親方の目安の運用を目指す

働き方自己診断チェックリストの活用による事務負担の軽減、技能者の処遇改善及び技能向上の観点から、経験年数が一定未満（あるいは建設キャリアアップシステムのレベルが一定未満）の技能者が一人親方として扱われている場合など、適正でない一人親方の目安とチェックリスト活用のあり方について、本ガイドラインの運用状況等を踏まえつつ更なる検討を行い、令和5年度末を目途に一定の道筋を示す。

令和3年12月20日 第1回「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」
【本日開催】 ○ 社会保険加入に関する下請指導ガイドラインの改訂案提示 など



令和4年1月～2月頃 第6回「建設業の一人親方問題に関する検討会」
「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン改定」パブリックコメント開始



令和4年4月 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の改訂施行

参考資料

公共発注者における法定福利費内訳明示の導入状況

- 国土交通省で平成29年7月、標準約款（公共／民間／下請）を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳として明示することを標準化。
- 当該調査では、各公共発注者が公共工事を発注する際、受注者から提出される請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組について調査。
- 国では、法定福利費を明示する取組が進む一方、**市区町村では一部の自治体にとどまっている状況。**

① 請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組

（出典）令和2年度入札契約適正化法に基づく実態調査（令和元年度実績）
 ※カッコ内は、前回調査結果（平成30年度実績）

	導入している	導入していない	導入割合（%）
国（各府省）	16(16)	3(3)	84%(84%)
都道府県	29(25)	18(22)	62%(53%)
市区町村	346(241)	1,395(1,500)	20%(14%)

※市区町村は北方領土6村を除く

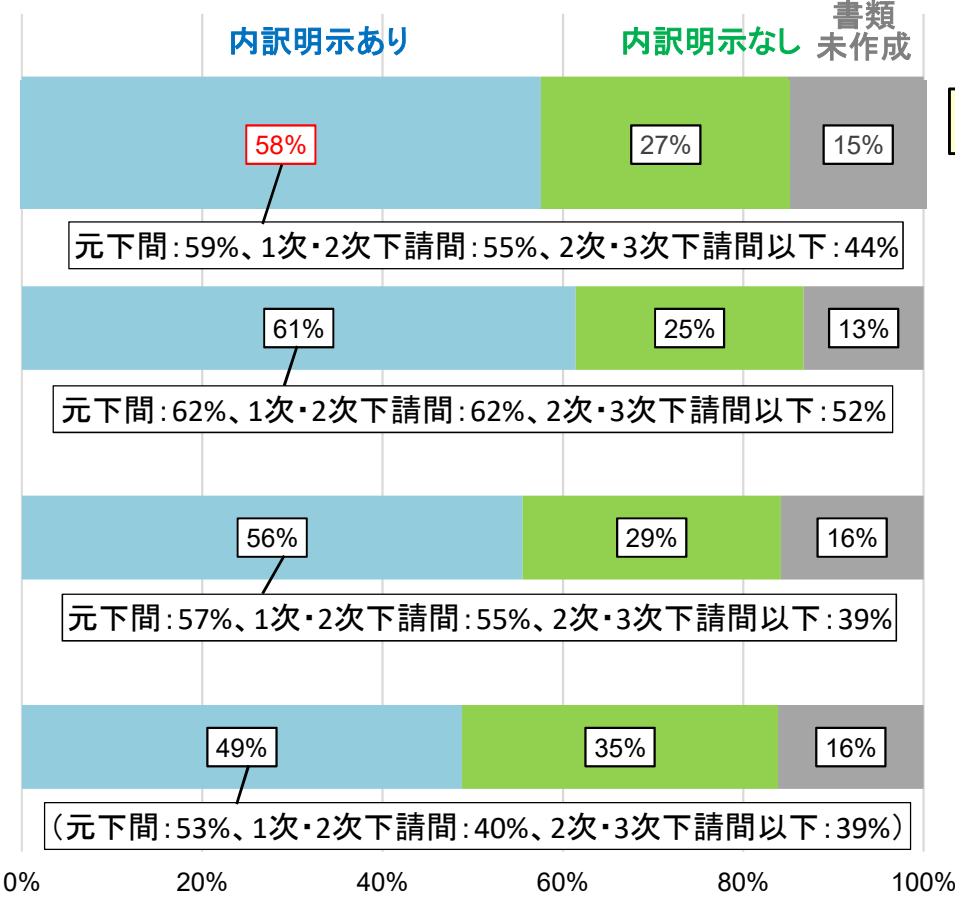
② 請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組を実施していない場合の今後の対応予定

	今後実施することを決定している （時期も決定）	今後実施することを決定している （時期は未定）	今後導入することを検討しているが、 時期は決まっていない	今後も実施する予定はない
国（各府省）	0(0)	2(-)	-(2)	1(1)
都道府県	2(0)	10(-)	-(17)	6(5)
市区町村	20(12)	767(-)	-(1,028)	608(460)

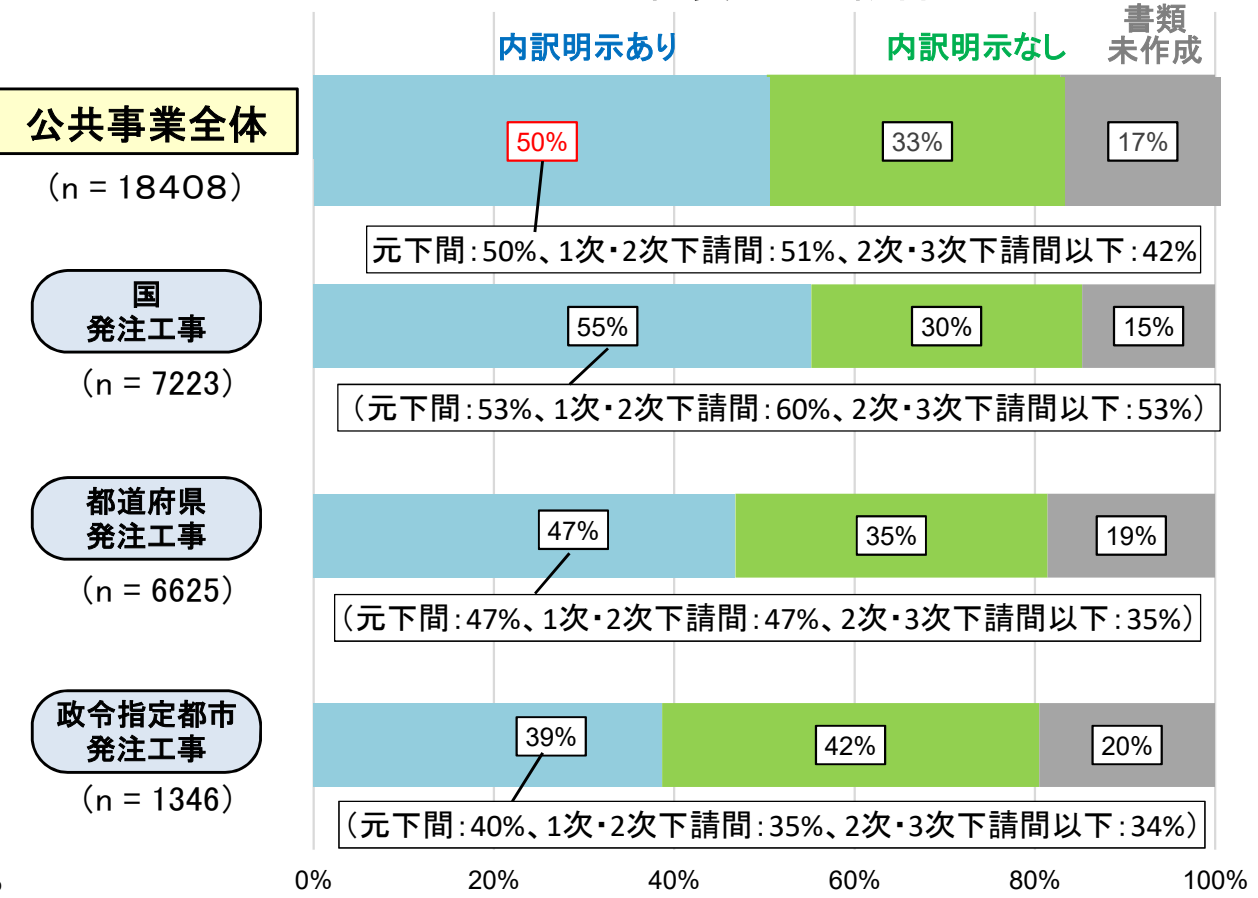
※令和2年度調査では設問を変更

- 令和2年10月に施工中の工事を対象に、見積時・契約時の法定福利費の内訳明示の活用状況を調査
- 公共事業全体では、見積時(見積書)においては58%、契約時(請負代金内訳書)においては50%の企業において法定福利費内訳明示を活用
- 発注者別では、国、都道府県、政令市にしたがって法定福利費内訳明示の実施割合が低下
- 下請次数別では、2次・3次下請間は、元下間、1次・2次下請間と比べて法定福利費内訳明示の実施割合が低い

<見積書>



<請負代金内訳書>



公共事業全体
(n = 18408)

国
発注工事
(n = 7223)

都道府県
発注工事
(n = 6625)

政令指定都市
発注工事
(n = 1346)

※ 標本数については見積書と請負代金内訳書で一致しない場合がある

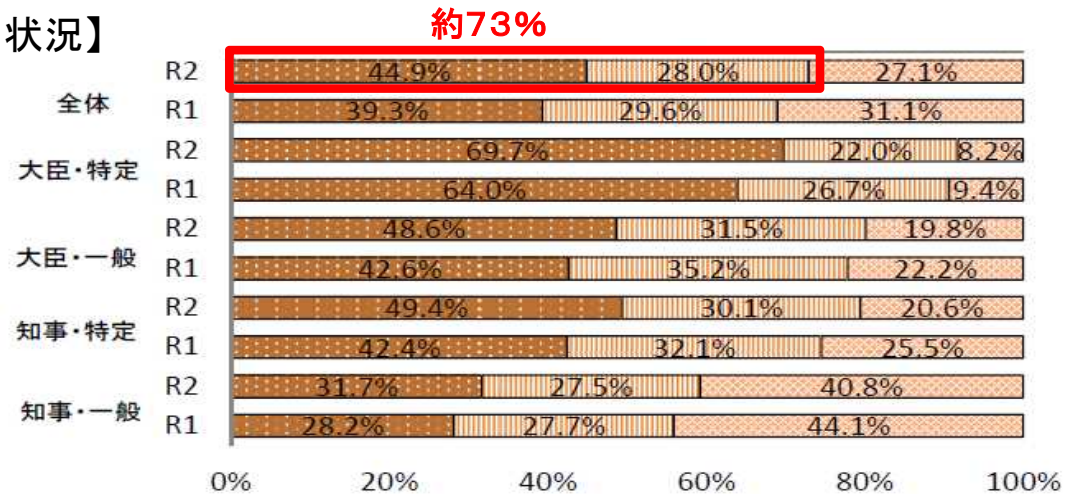
出典: 令和2年度公共事業労務費調査(令和2年10月)

法定福利費内訳明示の活用状況

- 民間工事も含めた工事全体における法定福利費の内訳明示の活用状況について調査
 - ・ 見積書については約45%の企業が全工事で活用（一部工事で活用している企業を含めると約73%）
 - ・ 請負代金内訳書については約43%の企業が全工事で活用（一部工事で活用している企業を含めると約69%）

【法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況】

- 1 全ての工事で交付している
- 2 一部の工事で交付している
- 3 交付していない



【法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の活用状況】

- 1 全ての工事で提出している
- 2 一部の工事で提出している
- 3 提出していない

